

井の頭恩賜公園マネジメントプラン(案)

令和 8 (2026) 年 1 月
東京都 建設局

目次

はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
7 整備計画等	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	6
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	11
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
占用基準を緩和する区域図	
園内の写真	
IV 資料編	15
公園の沿革	
マネジメントプラン策定履歴	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

はじめに

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弹力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

都立井の頭恩賜公園は、2つの都市計画公園と1つの都市計画緑地の一部を合わせて1つの都市公園として開園している。

①井の頭公園

名 称 東京都市計画公園第8・5・1号井の頭公園
位 置 三鷹市井の頭地内、武蔵野市御殿町一丁目及び吉祥寺南町一丁目各地内
面 積 40.13ha
種 別 特殊公園・風致以外

決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号

②井の頭第二公園

名 称 三鷹都市計画公園第3・3・1号井の頭第二公園
位 置 三鷹市井の頭五丁目地内
面 積 1.60ha
種 別 近隣公園

決定告示 (当初) 昭和54年1月24日 東京都告示第69号

③玉川上水緑地（三鷹）

名 称 三鷹都市計画緑地第3号玉川上水緑地
位 置 三鷹市井の頭一・二・五丁目及び牟礼一・二・三・四丁目各地内
面 積 9.50ha
種 別 緑地

決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 平成5年4月6日 東京都告示第463号

2 開園の概要

名 称 都立井の頭恩賜公園（いのかしらおんしこうえん）
開 園 日 大正6年5月1日
開園面積 428,389.99 m² (令和7年11月1日現在)
公園種別 動植物公園
所 在 地 武蔵野市御殿山一丁目、吉祥寺南町一丁目、三鷹市井の頭三・四・五丁目、下連雀一丁目、牟礼四丁目
ア クセス J R中央線・京王井の頭線「吉祥寺」下車、京王井の頭線「井の頭公園」

3 主な公園施設

井の頭池、野外ステージ、貸ボート場、梅園、競技場、テニスコート、野球場、井の頭自然文化園、三鷹の森ジブリ美術館（三鷹市運営）

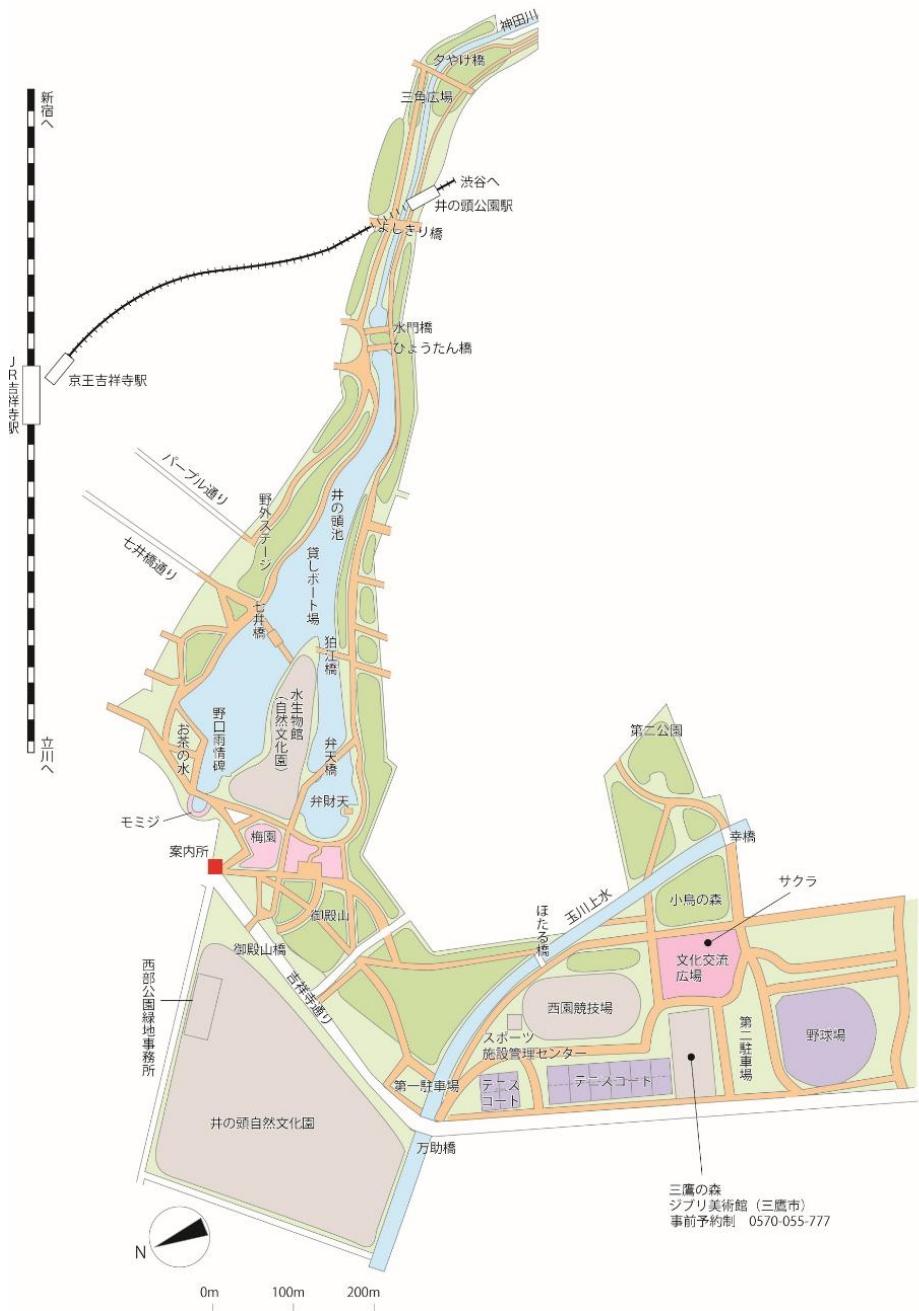
4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、都心から約 20km、北多摩南部地域に位置する都市計画公園・緑地であり、大正 2 年に宮内省から東京市に皇室御料地を下賜され、日本最初の郊外公園として決定されたものである。計画区域の中央には武蔵野三大湧水池のひとつであった井の頭池（ほかに善福寺池、三宝寺池）があり、神田川の源流となっている。また、大正 14 年 5 月には、「井の頭池（神田上水水源池）」が都指定旧跡に、昭和 54 年 3 月には「井の頭池遺跡群」が都指定史跡となっており、隣接する玉川上水緑地、神田川緑地などと連携し水と緑のネットワークを形成し、東京を代表する「水と緑の拠点」としても大きな役割を担っている。

本公園は、神田上水の源である井の頭池とその周辺、雑木林と自然文化園のある御殿山、運動施設のある西園と、西園の南東にある第二公園の4区域に分かれており、井の頭池周辺は低地、御殿山・西園・第二公園周辺は高台になっており、変化に富んだ景観が楽しめる。井の頭池畔には約180本の桜があり、お花見で多くの人が賑わうほか、散策やジョギングなどの利用もある。御殿山周辺は井の頭自然文化園があり、西園には、テニスコートや陸上競技場、新設された野球場のほか、市立三鷹の森ジブリ美術館があり文化とスポーツエリアを形成している。第二公園は、武蔵野の樹林の中で楽しむことができる。また、平成13年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な歴史的建造物等」平成20年には、景観法により景観重要公共施設(景観重要都市公園)に指定されている。

なお、東京都地域防災計画、武蔵野市及び三鷹市の地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

園内マップ



5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・本公園の北側にJR中央線吉祥寺駅、園内に京王井の頭線井の頭公園駅があり、交通の便がよい。
- ・周辺の土地利用は、かつては田畠の広がる農村地帯であったが、現在では住宅が建ち並び、幹線道路沿いには高層マンションが建設されている。

(2)自然環境

- ・本公園周辺は、武蔵野台地の南東寄りに位置し、武蔵野東部では最も大きい谷のひとつである神田川の谷頭にあたる。
- ・本公園の植生は、武蔵野台地の雑木林と、明治時代に水源涵養のために周辺にスギ・ヒノキの植林を施したもののが、減少したものの現在まで残っている。
- ・平成25年度より、井の頭池の生態系の回復や水質浄化を目指し、池の水を抜き都民共同で外来種の駆除等を行う、「かいぼり事業」を実施しており、絶滅したと考えられていた水草イノカシラフラスコモが59年振りに確認されるなど、成果が上がっている。

6 利用概況及び特色

音楽活動や大道芸人、テニスコート利用などで、平日休日問わず賑わっている。また写真や映像のロケーションとしての利用も多い。しかし、騒音による苦情があることから、野外ステージの積極的な利用が難しいという一面もある。

井の頭池近くの休憩所は、JR吉祥寺駅からの歩行者動線上にあり、多くの利用がある。ベンチでの休憩のほか、待ち合わせ、大道芸人等、それぞれが思い思いのスタイルで利用している。

①井の頭池

東西に伸びる広大な池。善福寺池、三宝寺池と並び豊富な水量と優れた水質を有していた井の頭池は、かつての湧水口が7カ所あったことから「七井の池」とも呼ばれていた。七井橋の上からは、四季折々に装いをかえる井の頭池の景色を眺めることができる。

②池畔のサクラ

池の周囲には約180本のサクラがあり、池の上に枝を広げている。池の水に映える満開のサクラ、そして花吹雪が水面に散り敷く様は見事である。

③雑木林

御殿山の台地にあるソロ、ナラ、クヌギを中心とした雑木林。空に向かって枝を広げた木々の下に木と土の香り豊かな空間が広がり、四季を通じて散策やピクニック、憩いの場として親しまれている。

④梅園

御殿山の東南斜面には、こぢんまりとした梅園があり、日当りが良いため、他に先がけて花が咲き、春を待ちかねた人々が花を求めて訪れる。人気に応え、昭和59年に30本、同60年には50本のウメを新たに植栽した。

⑤お茶の水

井の頭池の西端はうっそうとした木立に囲まれており、ここから清水が湧き出ている。江戸時代に著わされた「江戸名所図会」によると、徳川家康がこの地を訪れた際に、池の水を点じたところからお茶の水の名が付いたとされている。かつては、御殿山台地の地下水が湧き出していたが、今は約150mの井戸を掘ってポンプで汲みあげている。

7 整備計画等

(1)井の頭恩賜公園の再生計画(平成 5 年)

基本方針

- ①武蔵野の自然の回復
- ②景観及び一体性の確保
- ③新しいニーズに対応した施設の整備

(2)井の頭恩賜公園(西園区域)の整備計画(平成 22 年)

「健康と文化を育む、スポーツ・交流空間の森」を基本理念として、景観計画で位置づけた武蔵野の風景を保全し、全体をつながりのある森のイメージとともに、需要の高いスポーツ・レクリエーション施設や、文化芸術活動を通じた交流の場を創出する。また、歩道と一体となった快適な園路や災害時に避難所としての機能を発揮する緑豊かな広場空間を整備する。

(3)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

- 1) 優先整備区域「事業促進区域」：該当なし
- 2) 優先整備区域「新規事業化区域」：3,600 m²

三鷹市井の頭三丁目

注)「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

井の頭池を中心とした公園の特性を生かし、魅力を高めるほか、生物多様性の保全や防災機能の強化等の取組を進め、運動を楽しめ、武蔵野の風景を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことについて重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的な内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスター・プランと連動している。

重点取組

(1) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。

- 観察会等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やこどものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。
- 希少種の保護、繁殖などの生息域外保全や、飼育や栽培の知見を活かした生息域内保全に取り組むとともに、野生生物保全の重要性を発信します。

(2) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(3) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(4) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(5) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

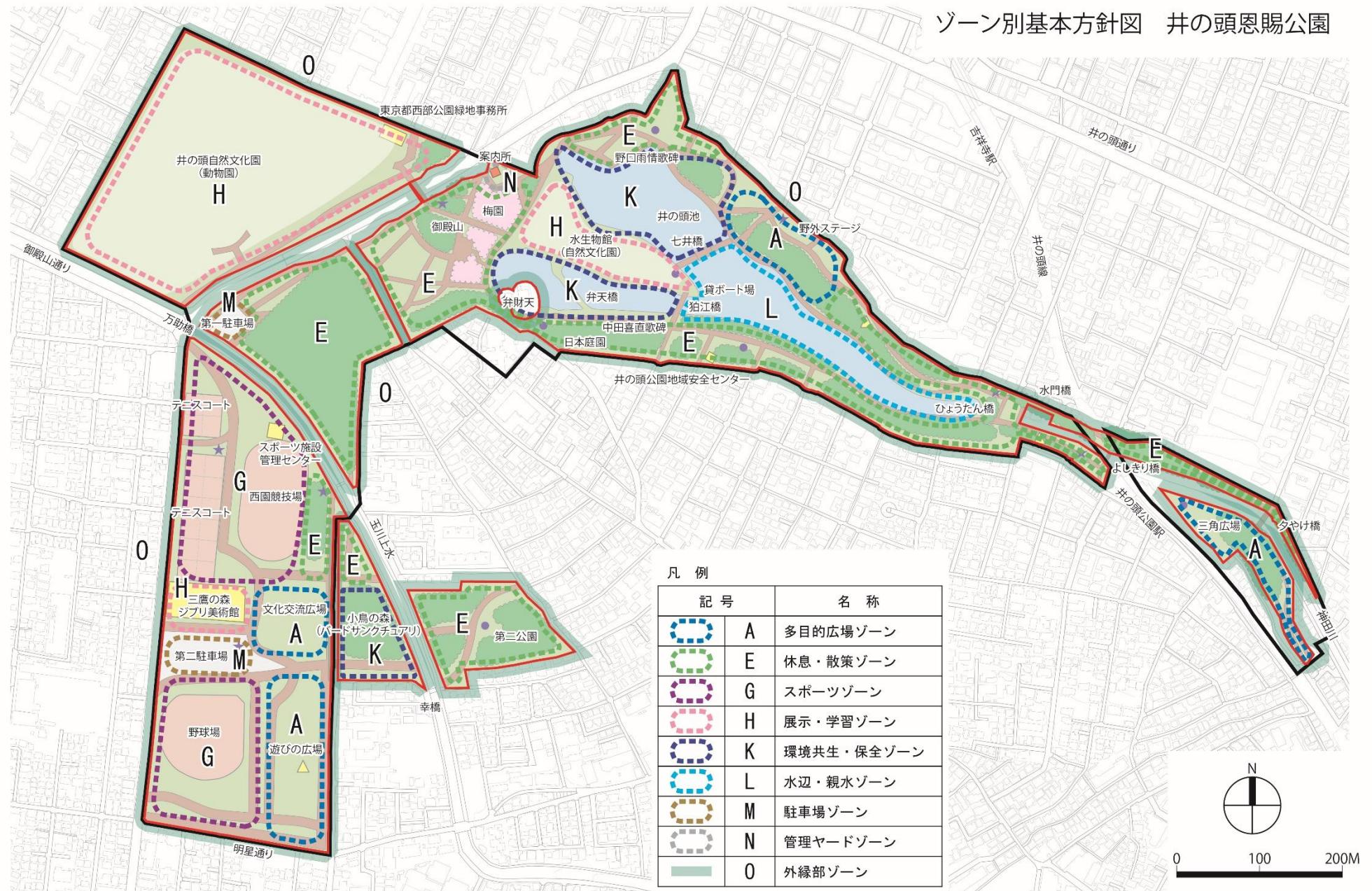
(6) 観光資源としての魅力向上

【施策6 にぎわいをふやす】

- 動植物園の施設改修や展示内容の充実等を進めます。
- 障害のあるこどもたちのための観覧ツアーや園内プログラムの改善など、動物園水族園におけるアクセシブルな取組を更に進めます。

2. ゾーン別基本方針

ゾーン別基本方針図 井の頭恩賜公園



この地図は、国土地理院長の承認(平29閏公第444号)を得て作成した東京都地形図(5=1:2,500)を使用(7都市基文第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 文化交流広場のあるゾーン（西園） 多様なレクリエーション利用に対応していく。 野外ステージのあるゾーン 緑豊かな環境の中でイベントを楽しめる場として対応していく。
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野の雑木林ゾーン 雑木の樹林地を維持・保全するとともに、四季折々彩ある姿を見せる樹林地内を散策し、自然とのふれあいを楽しめる場として対応していく。
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 多様な運動施設のあるゾーン テニスコート（6面）、野球場、陸上競技場があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
H	展示・学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 「三鷹の森ジブリ美術館」を中心としたゾーン 運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、美術館と公園樹林地が美しく一体的な景観を呈するよう、連結部など施設利用と調和した管理を行う。 「井の頭自然文化園」を中心としたゾーン 運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、利用者が安全で快適に利用できるよう、連結部など施設利用と調和した管理を行う。
K	環境共生・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 小鳥の森のあるゾーン（西園） 野鳥などの生息環境を維持するとともに、散策や休憩などの利用に対応していく。 井の頭池のあるゾーン かいぼりの実施により再生された池や池畔林であるハンノキ林について、モニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。
L	水辺・親水ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 井の頭池のあるゾーン（ポート池） 池の周囲での散策や休憩、ポート遊びなど、安全で快適な利用に対応していく。
M	駐車場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場のあるゾーン 案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。

記号	区分	基本方針
N	管理ヤード ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所のあるゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していくとともに、植栽管理に伴うチップ化作業やゴミ集積所など管理作業が良好に行え、利用者と競合が起こらないようにするために、近接や動線に配慮する。
O	外縁部 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園の外縁部で、玉川上水と接する区間は、一体感を創出するとともに転落防止等に対応していく。また、吉祥寺通りなどの幹線道路に面する箇所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

III 図面・写真

【現況平面図】

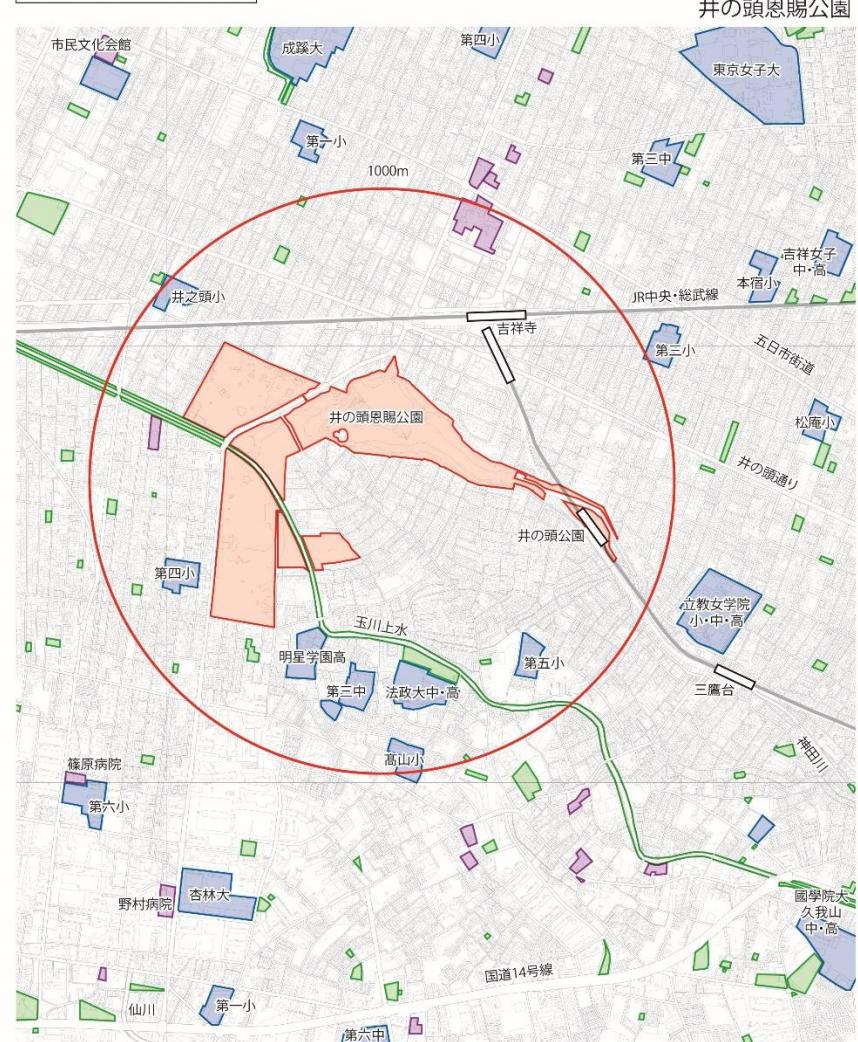


周辺土地利用図(空中写真)

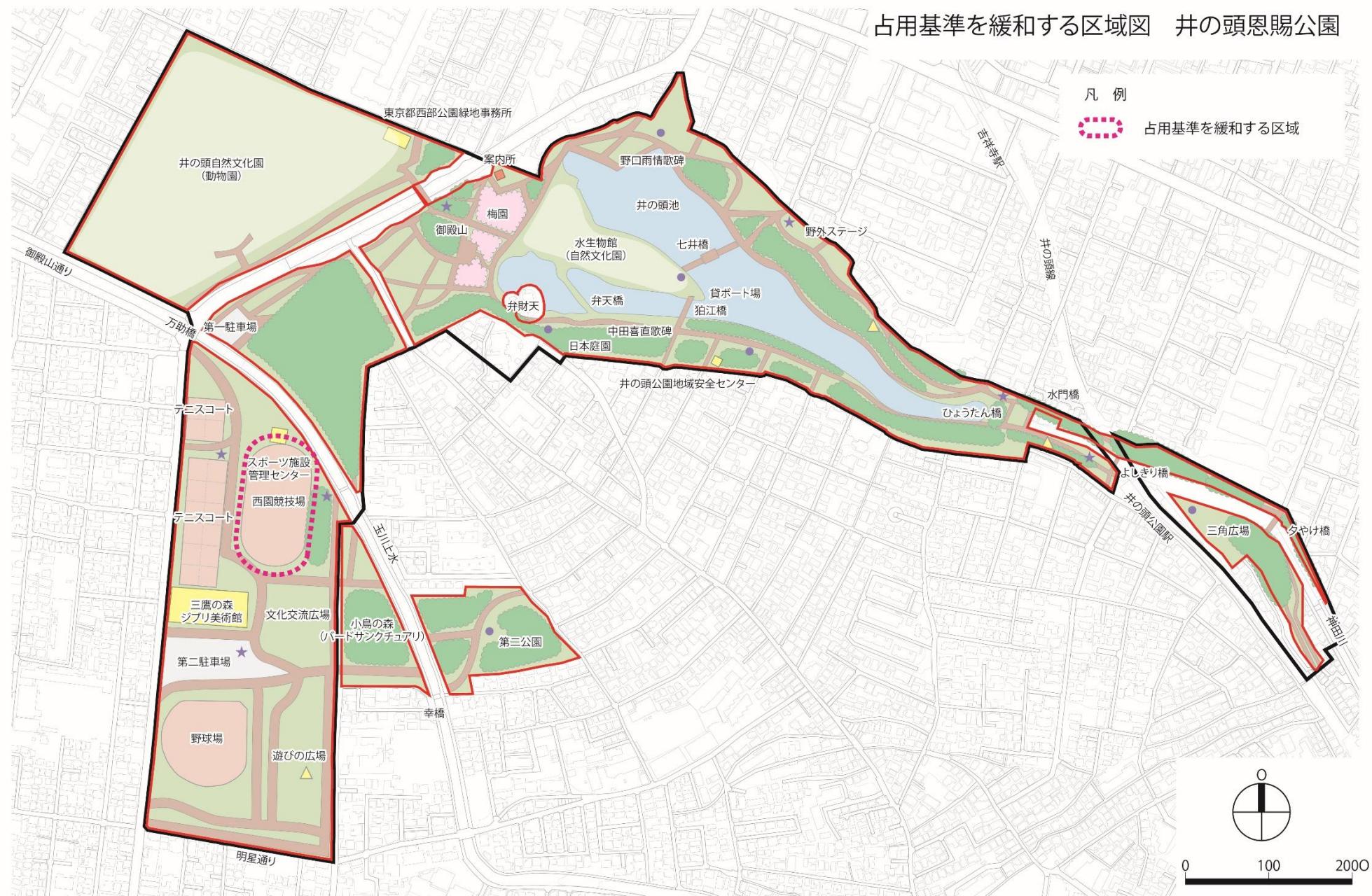


井の頭恩賜公園

周辺土地利用図(地図)



占用基準を緩和する区域図 井の頭恩賜公園



園内の写真



三角広場



御殿山雑木



ポート池



水生物園（井の頭自然文化園）



動物園（井の頭自然文化園）



お茶の水

IV 資料編

■公園の沿革

大正 2 年 12 月	日本最初の郊外公園として決定、御下賜 696,245 坪(内 8,980 坪は、井の頭学校、現在の井の頭自然文化園に使用) 買収 5,495 坪 58、寄附 896 坪、神社共用地 896 坪、池 13,672 坪	昭和 50 年 5 月	昭和 49 年度で改築した水生物館を開設
大正 6 年 5 月	東京市告示 51 号により、開園 (38.4ha)	昭和 54 年 1 月	三鷹市告示第 59 号により井の頭第二公園として都市計画決定 (1.60ha)
大正 10 年	水泳場 (池の水を使用) 及び児童用徒渉池 (丸池) 竣功	昭和 54 年 3 月	「井の頭池遺跡群」が都指定文化財の史跡に指定
大正 14 年 5 月	文化財として指定 (神田上水水源地旧跡として)	昭和 56 年 6 月	東京都告示第 613 号により、追加開園 (35.5ha)
昭和 4 年 7 月	ボート場開設	昭和 57 年 9 月	東京都告示第 950 号により、追加開園 (35.5ha)
昭和 8 年 7 月	水泳場 (25m、深さ 1m~2.5m) 及び徒渉池 (子供プール) を新設、従来の水泳場を廃止	平成 3 年 3 月	池の補給水源として、浅井戸 1 基設置 再生基本構想調査
昭和 9 年 5 月	小動物園開設	平成 4 年度	七井橋及び狛江橋の架け替え、池畔園路を石畳の道として整備
昭和 10 年 5 月	中之島淡水魚生水館 (現水族館) 新設、建坪 78 坪	平成 5 年度	池の補給水源として、浅井戸 1 基設置
昭和 17 年 5 月	井の頭自然文化園開設 (約 32,500 坪)	平成 9 年 2 月	東京都公園審議会より、井の頭恩賜公園の拡張整備計画 審議 (答申)
昭和 19 年	第二次世界大戦中、木材資源不足のため、池畔の杉林 (樹齢約 80 年約 15,000 本) を伐採し供出	平成 13 年	東京都景観条例により公園が「特に景観上重要な歴史的建造物等」に指定
昭和 31 年 3 月	西部公園緑地事務所落成	平成 13 年 10 月	三鷹市立アニメーション美術館 (三鷹の森ジブリ美術館) 開館
同年 11 月	池の北側池畔に野外ステージ完成	平成 14 年 4 月	井の頭自然文化園が多摩動物公園に管轄移管
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定 (40.13ha)	平成 20 年	東京都景観計画により景観重要公共施設 (景観重要都市公園) に指定
昭和 41 年 10 月	井の頭公園内水生物園裏門脇に井の頭公園管理所完成	平成 24 年	第 29 回全国都市緑化フェアを開催
昭和 42 年 12 月	西部公園緑地事務所庁舎完成	平成 25 年	「かいぼり事業」開始
昭和 48 年 3 月	西園地区買収	平成 26 年	西園南側に駐車場、広場、野球場を開園
昭和 49 年 6 月	東京都告示第 569 号により、開園 (33.8ha) 有料施設として西園に競技場 1 面、庭球場 6 面、バードサンクチュアリ開設	平成 29 年	開園 100 周年記念式典を開催

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスタートップラン策定
平成 18 年 12 月 井の頭恩賜公園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月 井の頭恩賜公園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスタートップラン改定
平成 27 年 5 月 井の頭恩賜公園マネジメントプラン改定
令和 4 年 3 月 井の頭恩賜公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスタートップラン改定
令和 8 年 3 月 井の頭恩賜公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数

	6 年度
年間総計 (千人)	6,677

2)有料施設の利用状況 (件)

施設名	6 年度	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
テニス (人工芝)	19,305	19,623	19,627	18,946	11,638
野球	1,500	1,557	1,411	1,391	1,024
競技場	9	11	14	9	4

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	井の頭公園アートマーケット	5月	—
	2	吉祥寺音楽祭	9月	—
	3	三鷹国際交流フェスティバル	9月	—
	4	吉祥寺コレクション	10月	—
	5	三鷹の森フェスティバル	10月	—
	6	オーガニックフェスタ	10月	—
	7	臓器移植キャンペーン	10月	—
	8	井の頭感謝祭2024	11月	—

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
井の頭かんさつ会	自然観察会の開催・外来生物駆除・モニタリング	25
あか井の	ガイド、イベントへ参画、整備作業、講師派遣	30
井の頭かいぼり隊	水生生物モニタリング、外来生物駆除、水辺保全	47
(特非) 生態工房	植生の維持管理、外来生物駆除、水辺保全、環境学習	5

■関連する行政計画等

- ・2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 5 年 6 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
(本公園の位置付け：避難場所)
- ・武蔵野市地域防災計画（令和 4 年修正）
- ・三鷹市地域防災計画（令和 6 年修正）